

消費者庁 同時発表

平成 28 年 7 月 8 日

株式会社クロスワークが輸入した運動器具(チューブを使用した運動器具)の リコールが行われます(製品回収)

株式会社クロスワークが輸入した運動器具(チューブを使用した運動器具)について、当該製品を使用中、当該製品のチューブが外れ、付近にいた者に当たり、左目を負傷する事故が発生しました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく「重大製品事故」として報告を受け、平成 28 年 5 月 10 日に、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表しています。

なお、当該事故の原因は、現在調査中です。株式会社クロスワークでは、事故の再発防止のため、当該製品について製品回収を実施します。

経済産業省では、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製品回収を受けよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1)事故事象について

株式会社クロスワークが輸入した運動器具(チューブを使用した運動器具)について、当該製品を使用中、当該製品のチューブが外れ、付近にいた者に当たり、左目を負傷する事故が発生しました。

当該製品について、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は、本件のみです。(管理番号:A201600049)。

当該事故の原因は現在調査中ですが、株式会社クロスワークは、負荷を調整することができるチューブのバックルに設計不良の疑いがあるものと考えております。

(2)再発防止策について

株式会社クロスワークは、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページで公表し、当該製品の製品回収を実施します。

2. 対象製品:製品概要、外観

(1)製品名:チューブエキスパンダー(品番 83320)

(2)対象製品概要と外観

対象個数:600 個

販売期間:平成 26 年 8 月～平成 28 年 4 月

<製品外観>



3. 事業者の対応

当該製品の製品回収を実施します。

4. 事業者の告知

販売履歴から電話・Eメールなどによる連絡:平成28年6月20日(月)から実施中
ホームページへの掲載:平成28年7月8日(金)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問合せ先に速やかに御連絡ください。

6. リコール対象製品に関する問合せ先

<連絡先>

株式会社クロスワーク

電話番号: 072-276-4035

受付時間: 平日(月~金) 午前9時~午後5時

ホームページ: <http://crosswork.the-buyer.jp/>

(本発表資料のお問合せ先)

商務流通保安グループ製品安全課

製品事故対策室長 藤沢

担当者: 下出、鈴木、植杉

電話: 03-3501-1511(内線: 4311~3)

03-3501-1707(直通)

03-3501-2805(FAX)

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600049	平成28年1月9日	平成28年4月28日	運動器具 (チューブを使用した運動器具)	83320	株式会社クロスワーク(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のチューブが外れ、付近にいた者に当たり、左目を負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成28年5月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成28年7月8日からリコールを実施